ラオス人民民主共和国	ミャンマー連邦共和国	フィリピン共和国	タイ王国	ベトナム社会主義共和国
なし	なし	なし（競争条件の確保のための専用線のセーフガードは、国家電気通信委員会の既存の規則に従って定める。）	最後の特許契約が二千十八年に終了した後に適用することを約束する。	なし
この条の二千二十年に適用することを約束する。	なし	再販売は、認めない。専用回線サービス、公衆交換電話網には接続しないならない。	なし	この条の二千二十年に適用することを約束する。
なし	なし	この条の相互の主義に基づいて適用することを約束する。	なし	なし
この条の二千二十年に適用することを約束する。	この条に規定する義務は、二千二十八年までに国内法令の反映のために規定の適用を約束すること。	この条の相互の主義に基づいて適用することを約束する。	なし	この条の二千二十年に適用することを約束する。
なし	なし。この条の規定は、当事者間に有効な商業上の取決めに基づくものとする。	この条の相互の主義に基づいて適用することを約束する。	最後の特許契約が二千十八年に終了した後に適用することを約束する。	この条の二千二十年に適用することを約束する。
この条の二千二十年に適用することを約束する。	なし	なし	なし	なし
この条の二千二十年に適用することを約束する。	なし	なし	なし	なし
この条の二千二十年に適用することを約束する。	なし	なし	なし	なし

第五条　ＡＪＣＥＰ協定への第六章の二（自然人の移動）の組込み

ＡＪＣＥＰ協定第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二　自然人の移動

第五十条の二　目的

この章の目的は、次のとおりとする。

(a)　サービスの貿易及び投資のための全締約国間の自然人の移動に関する権利及び義務を定めること。

(b)　全締約国間の貿易及び投資に従事する自然人の移動を円滑化すること。

(c)　この章の規定の適用を受ける自然人の入国及び一時的な滞在のための出入国管理に関する文書について、簡素化された、かつ、透明性のある申請手続を定めること。

第五十条の二の二　適用範囲

1　この章の規定は、第五十条の二の四1に定める区分のいずれかに該当する締約国の自然人であって、他の締約国の領域に入国するものの移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この章の規定は、締約国の自然人であって、他の締約国の雇用市場へのアクセスを求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3　この章の規定は、締約国が、自国の領域に他の締約国の自然人が入国し、及び一時的に滞在することを規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、特定の約束の条件に基づいて他の締約国に与えられる利益を無効にし、又は損なうような態様で当該措置を適用しないことを条件とする。

注釈　特定の国籍又は市民権を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍又は市民権を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、附属書九に定める特定の約束の条件に基づく利益が無効にされ、又は損なわれているとはみなさない。

第五十条の二の三　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「他の締約国の自然人」とは、他の締約国の領域に居住しているか否かを問わず、当該他の締約国の法律の下で次のいずれかの要件を満たす自然人をいう。

(i)　当該他の締約国の国民であること。

(ii)　当該他の締約国において永住する権利を有すること（当該他の締約国が、第一議定書が効力を生じた後に他の全ての締約国に通報するところにより、自国の永住者に対し、サービスの貿易に影響を及ぼす措置に関し自国民に与える待遇と実質的に同一の待遇を与える締約国である場合に限る。）。ただし、いずれの締約国も、当該他の締約国の永住者に対し、当該他の締約国が当該永住者に与えることとなる待遇よりも有利な待遇を与える義務を負うものではない。その通報には、当該他の締約国が自国の法令に従い自国民に対して負う責任と同一の責任を自国の永住者に対して負うことの保証を含む。

注釈　カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及び日本国については、他の締約国の自然人は、当該他の締約国の法律の下で当該他の締約国の国民である自然人（当該他の締約国の領域に居住しているか否かを問わない。）に限る。したがって、この章の規定は、相互主義の原則に従い、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及び日本国の永住者については、適用しない。これらの締約国のうちいずれかの締約国が他の締約国又は非締約国の永住者の待遇に関する法律を制定した場合には、当該締約国に関し、この章の規定に基づく自然人の対象範囲に永住者を含めるか否かの問題について全締約国間で交渉を行う。